

論壇

事業承継税制

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

1、はじめに

日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟・東京税理士会・東京税理士政治連盟をはじめとする各団体が要望していた事業承継税制

2、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」は、(1)遺留分に関する民法の特例、(2)金融支援措置、(3)相続税の課税についての措置で構成されている。この法律では、(3)相続税の課税についての措置は、具体的には明らかにされておらず、平成20年度中に必要な措置を講ずるものとする」としている。

内容を確認すると(1)遺留分に関する民法の特例は、後継者が旧代表者から贈与等を受けた財産について、①その株式等の財産を遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと②遺留分を算定するための財産の価額を合意時における価額とすることを推定相続人の全員が合意し、経済産業大臣の承認を受け、かつ、家庭裁判所の許可を受けることにより遺留分に関する民法の特例の適用を受けることができる。

しかし、推定相続人全員の合意が必要であるため、たとえ1人でも合意をしなかった場合にはこの民法の特例の適用は受けられない。また、推定相続人全員の合意を得て家庭裁判所の許可を受けた場合であって

が「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」として、平成20年5月9日に可決、成立した。

3、相続税の課税(事業承継税制)について

事業承継税制は平成20年度税制改正大綱として平成19年12月19日に財務省が公表し平成20年1月11日に閣議決定がされている(制度の概要については <http://www.mof.go.jp/seifun20/zei001.pdf>)

4、事業承継税制の問題点

この税制には、未だ多数の疑問や問題点が存在する。まず、納税猶予という制度を採用した理由が不明である。採用した理由について立案当局では、第一に中小企業団体や中小企業者が要望してきたものをそのまま実現することを意識し

ては従前の合意を補完することにより民法の特例の適用を受けられるようになる等が課題である。

(2)金融支援措置は、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者に対して、代表者の死亡に起因する経営承継に伴い事業の実施に必要となる資金の貸付を株式会社日本政策金融公庫(現在の国民生活金融公庫)及び沖縄振興開発金融公庫より受けることができる。

なお、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律では、中小企業者を第二条において定義している。これは、従来の相続税法で定められた中小企業者の概念を中小企業基本法をベースに整理し直し新たに法律化したものである。

5、納税猶予の適用要件

納税猶予の適用を受けるための主な要件として、事業承継相続人が代表者であること、5年間の事業継続、雇用の8割以上の維持、相続した株式の継続保有要件が課税されている。つまり、納税猶予の適用を受け5年間事業を行えば、その後事業を廃止しても株式をもち続ける限り、そのまま納税猶予は継続される。事業を一生継続する必要はない。雇用の8割以上の維持については、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律で中小企業者としての定義を常時使用する従業員で判断しているため、非正規雇用の従業員は含まれないと理解することができるとも、8割以上という基準は良いとしても、どの時点

6、猶予税額の納付

納税猶予を受けた株式について売却を行った場合、たとえば、相続時の株式の評価額が1000万円、猶予税額が400万円、売却価額が1500万円の場合、その売却価額が相続時の評価額1000万円より高くなり猶予税額に対する担保力は確保されているため、納税猶予が取り消されても猶予税額400万円の納付は可能であるが、売却価額が300万円となった場合には、株式と



宮本雄司 【本所】

え課税債権の復活という点に着目すれば、課税債権が消滅している課税債権の減額より納税猶予制度の方が手続が容易である。

しかし、相続税の計算という点に着目した場合に、納税猶予制度を採用する方が課税債権の減額より複雑になるのではないかと疑問が残る。

また、株式等の課税債権の80%が納税猶予となるように見受けられるが、実際は発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分となっており、実質的には約53% (80%×2/3)しか納税猶予を受けられない。事業用資産を持たない者とのバランスを踏ま

るため、株式等の課税債権の80%が納税猶予となるように見受けられるが、実際は発行済議決権株式等の3分の2に達するまでの部分となっており、実質的には約53% (80%×2/3)しか納税猶予を受けられない。事業用資産を持たない者とのバランスを踏ま

で8割以上維持しているか判断するのであるか。毎年経済産業大臣に一定の書類を提出するといった場合であっても、一時点での雇

用の維持が継続しているかどうかの確認にとどまり、実質的には雇用の8割以上の維持がされているかどうかの判断はできない。また、一時的に雇用の8割を維持できなかった場合、納税猶予の要件を満たさず、納税猶予が打ち切り、相続税の納税ということになるのか。雇用の8割の要件に限ったことではないが、納税猶予が打ち切られると、納税猶予を受けていた相続税に対して相続税の申告期限から打ち切りとなった期間の利子税が課されることになり、相続後、期間が経過するにつれて納税のリスクが高くなる。

そうすると、8割を満たさなくなった場合には、その満たさなくなった時から一定期間内に8割以上となった場合には納税猶予を継続する等の措置が必要になってくる。

7、相続時精算課税との関係

相続時精算課税の特例の適用により贈与を受けた株式は、同族会社株式の特例についても特例の対象となり10%の減額措置を受けることができる。このように

8、遺産取得課税方式の導入

平成20年度税制改正大綱で事業承継税制の導入にあわせて、相続税の課税方式を現行の併用方式から遺産取得課税方式に改めることを検討している。遺産取得課税方式に改めることで、一人の相続人の課税価格が変動することにより他の相続人の納付税額が増減することはなくなるといふ利点がある。一方で小規模宅地等の特例の適用を受ける場合、現行の併用方式では1人でも特例を受けることにより他の相続人も減額の効果が得られていたものが、遺産取得課税方式ではその特例の適用を受ける相続人のみが減額となり、

9、おわりに

このように現に事業承継を行うとする中小企業者からは更なる事業承継税制の優遇措置を求める声は高いが、立案当局は課税の公平を確保するという観点から納税猶予という方法が選択されたとも考えられる。税理士法49条の11では、「税理士会は、税務行政その他税務又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とされている。税理士会は、建議権行使して官公署に税制改正に対する要望を行う。また、税政連は、議会等に対して税制改正の陳情や要望を行う。それぞれが相互に有効に機能し、真に国民のための税制にしていかなければなら

1000万円×120万円が納付税額となる。これらの事項は平成21年度税制改正で具体的な内容が明らかになるが、事業承継税制は、納税猶予制度による事業承継をした後継者が死亡時まで納税リスクを負うこと、また、小規模宅地等の減額の特例や現行の同族会社株式の特例の要件が相続税の申告期限までの要件しか付されていないのに対し、納税猶予制度は申告期限後5年間の事業継続要件が付されているので、事業承継要件と同期間の申告期限から5年間当該株式にかかる事業を経営していた場合には今回の猶予税額を免除すべきであると考えられる。

特例の適用を受けられない相続人については納付税額が増加する可能性がある。現行の併用方式では、それぞれの相続人が取得した遺産額を限度に連帯納付義務があるが、遺産取得課税方式となった場合には、他の相続人に影響されることなく相続税が計算されることから相続人間で相互に連帯納付義務を負うこともなくなるのだろうか。

納税猶予制度の創設により減税を行い、そして遺産取得課税により増税が図られていようにも思えるため、今後の動向についても注視する必要がある。